最終更新日：2018年12月26日

オーエスジー株式会社
代表取締役社長 石川則男
問合せ先：執行役員　大橋英之
証券コード：6136
https://www.osg.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は、「地球会社」という企業理念の下、法令と社会的良識に従い公正で透明な企業活動を行うことが、経営の基本であるとともに、企業の継続的な発展と企業価値の増大に資するものと考えております。この目的を実現するためには、効率的で透明性のある経営組織の確立や、正確な情報を迅速、公平に開示する体制の整備等によるコーポレート・ガバナンスの充実が、重要な経営課題であると認識しております。
また、当社は、コーポレート・ガバナンスを充実させる仕組みとして、企業倫理を高めるための具体的な行動指針である「OSG Philosophy」及び「オーエスジー企業倫理綱領」を、当社を含む全グループ会社の取締役、執行役員及び従業員に示し、コンプライアンス意識の向上を図っております。
当社は、2016年2月20日開催の第103回定時株主総会決議により、当該定時株主総会終結の時をもって監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行いたしました。さらに、2018年2月17日開催の第105回定時株主総会以降は、業務執行は執行役員が行い、取締役会はその監督を行うという体制とし、取締役会の役割を明確にしました。従来は業務執行を兼ねた取締役を含め14名いた取締役を7名に半減させ、7名のうち代表取締役社長のみがCEOとして執行役員を兼ね、残る6名は監査等委員である取締役となります。取締役7名中5名（3分の2以上）が社外取締役という体制とし、外部からの視点を生かし、取締役会の透明性、独立性及び経営監督機能をこれまで以上に高めることで、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図ります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則1-1-1】
当社は、現状、株主総会における各議案については大多数の賛成をいただいておりますので特段の分析を行っておりませんが、相当数の反対票が投じられた議案が出た場合などは、株主総会後に行使結果を取締役会で報告し当該議案の要因の分析を行うことで、株主総会における株主の意思を具体的に把握し、株主との対話その他の対応の要否について検討します。

【原則1-4　いわゆる政策保有株式】
当社は、取引先との中長期的な取引関係の構築、業務提携などの円滑化及び強化等の観点から、当社グループの中長期的な企業価値向上に資すると判断される場合、当該取引先の株式等を取得し保有することができるものとします。保有する株式については、保有の合理性について定期的に検証を行い、毎年取締役会で確認を行いその検証内容の概要を開示します。継続保有意義の薄れた株式については、当該企業の状況を勘案した上で段階的に売却を進めていきます。
また、当該上場株式に係る議決権につきましては、株主総会議案の内容を精査し、当該上場株式会社の企業価値の向上及び株主共同の利益に資することを確認した上で、適切に行使いたします。

【補充原則4-1-3】
最高経営責任者等の後継者の計画は、策定しておりませんが、人格・識見・実績を勘案して適当と認められる者の中から、主に社外取締役で構成をする指名・報酬委員会へ諮問し、その答申を受けたうえでその人物を選定することとしています。今後、最高経営責任者等の後継者の計画の策定については、検討してまいります。

【原則4-11 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】
当社の取締役会は、代表取締役1名、企業経営者である社外取締役3名、学識経験者である社外取締役1名、弁護士である社外取締役1名、当社における業務執行経験のある監査等委員である取締役1名で構成されています。
当社の監査等委員のうち監査等委員会の長1名は、当社の取締役や執行役員の経験を有し、社外監査等委員5名は、企業経営経験者、学識経験者、弁護士で構成されています。また、監査等委員会の長は、財務部門の経験者で、財務・会計に関する適切な知見を有しています。
代表取締役1名と監査等委員会の長は国際的な事業展開において豊富な知識・経験を備えています。しかしながら、ジェンダーの面における多様性という点では課題があると認識しています。
なお、執行役員につきましては、17名の構成員中、外国籍者3名、現在海外駐在者5名及び海外駐在経験者4名を選任しています。

【補充原則4-11-3】
取締役会全体の実効性に関し、各取締役からの自己評価をベースとした分析・評価及びその概要の開示に関する手続き等を決定し、実施することを検討してまいります。

【補充原則4-12-1】
(i)取締役会の資料は機密性保持を優先し、原則前日までに配布していますが、(v)にありますように、十分な審議時間をとっております。
(ii)必要に応じて事務局から各取締役に対して取締役会の資料以外の情報を提供しております。
(iii)(iv)取締役会は、原則月1回の頻度で開催し、事業年度の開始前に年間開催スケジュールを各取締役へ通知し、取締役会に出席しやすい状況を確保しています。
(v)審議案件の内容・数を勘案しながら十分な審議時間を確保しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-7　関連当事者間の取引】
当社は、取締役以外の関連当事者を含む取締役等の利益相反取引・競業取引を取締役会の承認事項としており、取引毎に取締役会による事前承認・結果の報告を実施しています。

【原則2-6　企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】
当社の退職年金制度は、確定拠出企業年金のため、企業年金の積立金の運用はなく、財政状況への影響もありません。

【原則3-1　情報開示の充実】
(i)経営理念や経営戦略
当社ホームページ、アニュアルレポート等にて開示しています。当社ホームページは、以下のURLです。
https://www.osg.co.jp/about_us/company/philosophy.html
中期経営計画は、以下のURLに開示しております。
https://www.osg.co.jp/about_us/ir/policy/plan.html
(ii)コーポレートガバナンスの基本方針
コーポレートガバナンスの基本的な考え方は、本報告書の「Ⅰ 1. 基本的な考え方」に記載のとおりであります。
コーポレートガバナンスの基本方針は次のとおりです。
(1)当社は、株主の権利を尊重し、株主の実質的な平等性を確保いたします。
(2)当社は、ステークホルダーとの適切な協働に努めてまいります。
(3)当社は、適切な情報開示に努め、非財務情報についての情報提供も積極的に取り組みます。
(4)当社の取締役会は、企業戦略等の方向性を定めるとともに、その役割・責務を適切に果たしてまいります。
(5)当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、株主との間で建設的な対話を行ってまいります。
(iii)取締役の報酬体系等
本報告書の「Ⅱ 1. 機関構成・組織運営等にかかる事項 【取締役報酬関係】」に記載のとおりであります。報酬決定の手続きについては、取締役会の委託を受けた代表取締役が当社の定める基準に基づき報酬額案を作成し、これを指名・報酬委員会へ諮問し、その答申を受けたうえで、取締役会の決議により決定しております。監査等委員である取締役の報酬は、監査等委員会の決議により決定しています。
賞与については、取締役(監査等委員である取締役を除く)に対するものとして、業績に連動させて算定した支払総額に対して定時株主総会の決議により承認を受けた上で、各取締役(監査等委員である取締役を除く)の賞与額は、個人の貢献度を斟酌し、代表取締役が賞与案を作成し、これを指名・報酬委員会へ諮問し、その答申を受けたうえで、取締役会の決議により決定しております。業務執行から独立した立場にある監査等委員である取締役には、業績連動報酬等の変動報酬は相応しくないため、基本報酬のみの支給としております。
なお、当社では役員退職慰労金については、2005年2月19日開催の第92回定時株主総会終結の時をもって役員退職慰労金制度を廃止しております。
(iv)取締役候補者の選任と指名
当社の取締役として相応しい豊富な経験、高い見識、高度な専門性を有する人物を候補者とし、これを指名・報酬委員会へ諮問し、その答申を受けたうえで、取締役会において決定を行います。
(v)取締役候補者の選任理由
社外取締役については、個々の選任理由を「株主総会招集ご通知」に記載しております。取締役の選任については、「株主総会招集ご通知」において個人別の経歴を開示しております。
(vi)取締役の選・解任
取締役の選・解任については、指名・報酬委員会の答申を受けたうえで、取締役会の決議により決定しております。

【補充原則4-1-1】
当社の取締役会においては、法令で定められた事項及び当社グループ全体の経営に関する重要事項の決定ならびに取締役及び執行役員の職務執行の監督を行っており、その基準は「取締役会規程」及び「執行役員会規程」に明記しています。経営に関する重要事項の概要として「指名・報酬に関する事項」「重要な業務執行に関する事項」等があります。その他の事項については、CEO及び執行役員に委任し、その基準は「職務権限規定」に明記しています。

【原則4-9　独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
当社は、東京証券取引所が定める独立性基準に基づいて独立社外取締役の候補者を選定しております。

【補充原則4-11-1】
当社の取締役会は、定款で定める上限である監査等委員でない取締役16名、監査等委員である取締役6名の員数の範囲内で構成され、実効性ある議論を行うのに適正な規模、また、各事業に伴う知識、経験、能力等のバランスを配慮し多様性を確保した人員で構成することを、基本的な考え方としています。

【補充原則4-11-2】
社外取締役はじめ取締役は、その役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力を取締役の業務に振り向け、兼職については合理的範囲に留めています。なお、その兼任の状況は、株主総会招集通知に記載しております。

【補充原則4-14-2】
当社では、監査等委員を含め取締役向けに、必要な知識習得と役割と責任の理解の機会として、情報提供を実施しています。
また、社外取締役に当社グループの経営理念、経営方針、事業活動及び組織等に関する理解を深めることを目的に、就任時及びその後も継続的に、これらに関する情報提供を行っています。また、社外取締役を含む取締役が、その役割及び責務を果たすために必要とする事業・財務・組織等に関する知識を取得するために必要な機会の提供、あっせん、費用の支援を行っています。

【原則5-1　株主との建設的な対話に関する方針】
(i)(ii)当社では、代表取締役社長をトップとして、経営企画室がIR活動に関連する部署を統轄し、日常的な部署間の連携を図っています。
(iii)経営企画室にて、投資家からの電話取材やスモールミーティング等のIR取材を積極的に受け付けるとともに、決算説明会を四半期に1回開催し、経営トップが出席する決算説明会を半期に1回開催しています。
(iv)対話において把握された株主の意見・懸念の結果は、IRを実施した部門の担当執行役員が必要に応じ、取締役会や経営幹部会へフィードバックしています。
(v)投資家との対話の際は、決算説明会やスモールミーティングを問わず、当社の持続的成長、中長期における企業価値向上に関わる戦略を対話の軸とすることにより、インサイダー情報管理に留意しています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新	20%以上30%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	7,208,318	7.35
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	5,881,000	6.00
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	4,581,600	4.67
オーエスジーエージェント会	2,957,367	3.02
オーエスジー持株会	2,455,669	2.50
公益財団法人大澤科学技術振興財団	2,310,000	2.36
野村信託銀行株式会社(投信口)	2,284,300	2.33
株式会社三井住友銀行	2,100,000	2.14
トヨタ自動車株式会社	2,100,000	2.14
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	1,906,900	1.94

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明更新

大株主の状況は、2018年11月30日現在の状況です。なお、上記のほか、当社が保有する自己株式66,598株があります。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、名古屋 第一部
決算期	11 月
業種	機械
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	50社以上100社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	22 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	5 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	5 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
中川威雄	他の会社の出身者										△	
大森宏幸	他の会社の出身者											
小野喬四朗	他の会社の出身者								△			
榊佳之	学者										△	
高橋明人	弁護士											

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
中川威雄	○	○	中川威雄氏は、公益財団法人大澤科学技術振興財団の理事ですが、当社は、同財団に日本における科学技術の振興をより一層推進する目的で2012年より2015年まで年1回程度寄付を行っていました。	長年にわたる学識経験者及び企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、独立した立場で取締役会に出席し当社の経営の監査・監督に寄与するものと判断しております。 また、関係会社、主要な取引先の出身者等ではなく、一般株主との利益相反性のおそれがないと判断致しました。
大森宏幸	○	○	―――	他の会社の業務執行者として豊富な経験と幅広い見識を有しており、独立した立場で取締役会に出席し当社の経営の監査・監督に寄与するものと判断しております。

				また、関係会社、主要な取引先の出身者等ではなく一般株主との利益相反性のおそれがないと判断致しました。
小野喬四朗	○	○	小野喬四朗氏が2016年1月まで代表取締役に就任しておりました株式会社オノコムと当社の間には設備の購入に関する取引がありますが、法人間の通常の商取引であり、小野氏個人が直接利害関係を有するものではありません。	他の会社の業務執行者として豊富な経験と幅広い見識を有しており、独立した立場で取締役会に出席し当社の経営の監査・監督に寄与するものと判断しております。 また、関係会社、主要な取引先の出身者等ではなく一般株主との利益相反性のおそれがないと判断致しました。
榊佳之	○	○	榊佳之氏は、公益財団法人大澤科学技術振興財団の評議員ですが、当社は、同財団に日本における科学技術の振興をより一層推進する目的で2012年より2015年まで年1回程度寄付を行っていました。	長年にわたる学識経験者として幅広い知識と見識を有しており、独立した立場で取締役会に出席し当社の経営の監査・監督に寄与するものと判断しております。 また、関係会社、主要な取引先の出身者等ではなく、一般株主との利益相反性のおそれがないと判断致しました。
高橋明人	○	○	―――	長年にわたる弁護士としての職歴を通じて、豊富な経験と高い見識・専門性を有しており、法律の専門家として、独立した立場で取締役会に出席し当社の経営の監査・監督に寄与するものと判断しております。 また、関係会社、主要な取引先の出身者等ではなく、一般株主との利益相反性のおそれがないと判断致しました。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	6	0	1	5	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会の職務を補助すべき部門として、監査等委員会室を設置しています。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会、会計監査人及び経営監査室(内部統制部門)のそれぞれの間では、定期的に情報交換・意見交換をとおして相互の連携強化を高めております。また、監査等委員会と会計監査人は製造部門の期中及び期末棚卸について、両者の立会で実施するほか、海外子会社の往査についても必要に応じて同行して実施しております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	6	0	1	5	0	0	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	6	0	1	5	0	0	社内取締役

補足説明

当社は、取締役・執行役員等の指名及び報酬に関して、独立社外取締役の適切な関与・助言を得ることで、取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化することを目的に、取締役会の任意の諮問機関として指名・報酬委員会を設置しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	5 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社は、業績達成条件付新株予約権制度を採用しています。
当該制度は、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、取締役会決議で新株予約権を発行する方法によるものであります。なお、業績達成条件付新株予約権は、新株予約権を引き受ける者に対して公正価格にて有償で発行するものであり、特に有利な条件ではないことから、株主総会の承認を得ることなく実施いたします。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員、その他

該当項目に関する補足説明

中期経営計画に掲げる2020年11 月期売上高1,500 億円の達成及び早期達成を目指すにあたり、国内外を問わず当社グループが一体となって目標を達成する士気を高めることを目的として、当社の取締役、執行役員及び従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員に対して、有償にて新株予約権を発行するものであります。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明

第105期（2017年11月期）に支払った取締役の報酬等の額　588百万円
なお、連結報酬額の総額が1億円以上の者につきましては、有価証券報告書において個別開示を行っております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員の報酬については、2016年2月20日開催の第103回定時株主総会の決議により定められた報酬総額の上限額（取締役（監査等委員である取締役を除く）：年額396百万円、監査等委員である取締役：年額84百万円）の範囲内において決定します。各取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額は、取締役会の委託を受けた代表取締役が当社の定める基準に基づき報酬額案を作成し、それを指名・報酬委員会へ諮問し、その答申を受けたうえで、取締役会の決議により決定し、各監査等委員である取締役の報酬額は、監査等委員である取締役の協議により決定しております。
賞与については、取締役（監査等委員である取締役を除く）に対するものとして、業績に連動させて算定した支払総額に対して定時株主総会の決議により承認を受けた上で、各取締役（監査等委員である取締役を除く）の賞与額は、個人の貢献度を斟酌し、代表取締役が賞与案を作成し、これを指名・報酬委員会へ諮問し、その答申を受けたうえで、取締役会の決議により決定しております。業務執行から独立した立場にある監査等委員である取締役には、業績連動報酬等の変動報酬は相応しくないため、基本報酬のみの支給としております。
なお、当社では役員退職慰労金については、2005年2月19日開催の第92回定時株主総会終結の時をもって役員退職慰労金制度を廃止しております。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役を含む監査等委員会の職務を補助すべき使用人を設置しており、社内会議等の情報を必要に応じて、監査等委員会へ報告しています。また、社外取締役に対して、取締役会議資料の事前送付、議事録の送付及び月次の経営情報等の提供をとおして、会社の置かれた経営状況についての理解を深めることができる体制となっております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

・当社は、2016年2月20日開催の第103回定時株主総会決議により、当該定時株主総会終結の時をもって監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行いたしました。さらに、2018年2月17日開催の第105回定時株主総会以降は、業務執行は執行役員が行い、取締役会はその監督を行うという体制とし、取締役会の役割を明確に分離することにしました。従来は業務執行を兼ねた取締役を含め14名いた取締役を7名に半減させました。7名のうち代表取締役社長のみがCEOとして執行役員を兼ね、残る6名全員が監査等委員である取締役となります。取締役7名中5名（3分の2以上）が社外取締役という体制とし、外部からの視点を生かし、取締役会の透明性、独立性及び経営監督機能をこれまで以上に高めることで、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図ります。なお、役員構成は、取締役（監査等委員である取締役を除く）1名、監査等委員である取締役6名（うち社外取締役5名）となっております。
・取締役会は、原則として毎月1回の定期取締役会と必要に応じて臨時に取締役会を開催し、重要事項の審議及び経営の意思決定を行うほか、業務の執行状況の監督を行っております。
・当社は、経営環境の変化への的確な対応と業務執行の機能・責任の明確化のため、執行役員制度を導入しております。執行役員は、取締役会で決められた方針のもと、業務の執行に専念し、機動的かつ迅速化と効率化を図っております。
・当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く）、執行役員、各部門の部門長及び監査等委員会の職務を補助すべき使用人で構成する経営会議を毎月１回開催し、取締役会で決定された経営方針や事業計画の伝達を行うとともに執行役員や部門長から業務の執行状況について報告を受ける等、活発な討議を行っております。
・当社は、会計監査人として、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結しております。会計監査人は監査計画に基づき当社及び子会社等の監査を実施し、その結果等について意見交換を行っております。また、監査等委員会に対しても定期的に報告を行っております。
・当社は、弁護士と顧問契約を結び、法律上の問題に対して適時に助言・指導をうけ、法令順守に努めております。
・当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額となります。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）が責任原因となった職務の執行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社では、現状のコーポレート・ガバナンス体制とすることで取締役会における経営の意思決定機能及び業務執行を管理監督する機能の充実化、経営効率の向上と的確かつ戦略的な経営判断が可能となっております。
また、当社は、6名の取締役（うち5名は社外取締役）で構成する監査等委員会が、代表取締役及び執行役員の職務執行及び業務や財政状況の監査等を行っております。当該社外取締役5名全員が上場規則に基づく独立役員であり、これら独立性の高い社外取締役を含む6名の監査等委員である取締役が取締役会の構成員として、経営監督機能を十分に発揮できる環境にあるため、経営の透明性、適正性を確認、確保するコーポレート・ガバナンス体制であると考えております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	第105期（2017年11月期）定時株主総会においては、2月17日の株主総会に対し、招集通知を1月26日（法定期日の7日前）に発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は11月決算会社であり、2月の定時株主総会において特に集中日の実態はないと考えております。
電磁的方法による議決権の行使	株主名簿管理人が用意したインターネットにより議決権行使ウェブサイトを利用しております。 なお、携帯電話を携帯端末として用いたインターネットは利用できません。
招集通知（要約）の英文での提供	狭義の招集通知及び参考書類の英訳版を作成しております。
その他	定時株主総会終了後に、株主と経営者との懇談会を開催しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	年1回程度、当社のビジネスモデルについて説明しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	1年に2回開催しております。他に個別説明会も開催しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	年2回程度開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	URL　https://www.osg.co.jp/about_us/ir/ 情報（決算短信、決算説明資料、適時開示資料、有価証券報告書、四半期報告書、株主総会招集通知・決議通知、株主通信、統合報告書）	
IRに関する部署（担当者）の設置	担当部署：経営企画室 担当役員：代表取締役社長	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	2000年11月にISO14001環境マネジメントシステムの認証を取得（9事業所）、環境保全活動を推進しております。 当社全ての事業所が再資源化率（再資源化量/廃棄物総排出量）が99%以上という厳しい認定基準をクリアーした「ゼロエミッション認定事業所」を実現維持しています。 技能に対する社会一般の評価を高め、働く人々の技能と地位の向上を図ることを目的とした「国家検定制度」の試験委員として参画し、並びに地域の教育機関に対しても教師を派遣する等、技能伝承を推進しています。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

2006年6月に内部統制環境の充実を図るため社長直轄の経営監査室を設置し、取締役会で2016年2月に決議した「内部統制システム構築の基本方針」に基づき、当社及び当社子会社に対し、企業倫理綱領、リスク管理規定などの内部諸規程の整備を行い、取締役及び従業員が法令・定款を遵守するよう徹底するとともに、ステークホルダーの信頼に応えうる当社及び当社子会社の内部統制システムの構築に努めております。

「内部統制システム構築の基本方針」は次のとおりです。

1. 当社および当社子会社の取締役・使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制
(1)企業倫理規定をはじめとするコンプライアンス体制にかかる規定を定め、当社ならびに当社の子会社および関連会社（以下「当社グループ」という）の取締役・使用人が法令・定款および社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。
(2)コンプライアンス担当取締役を任命し、当社および当社グループのコンプライアンス体制の構築・維持・向上を図るため、「コンプライアンス委員会」を設置する。
(3)内部監査部門を設け、当社および当社グループの内部統制の実施状況の監査およびコンプライアンスの状況の監査を行うとともに内部統制システムの改善、徹底を図る。
(4)コンプライアンス委員会および内部監査部門の活動状況は定期的に取締役会および監査等委員会に報告されるものとする。
(5)法令上疑義のある行為等についての社内報告体制として社内報告システムを整備し、社内通報規定（当社および当社グループ）に基づきその運用を行うこととする。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
(1)取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下「文書等」という）に記録し、その取り扱いについては当社社内規定に従い適切に保存および管理（廃棄を含む）の運用を実施し、必要に応じて運用状況の検証を行い、各規定の見直し等を行う。
(2)取締役は常時これらの文書等を閲覧できるものとする。

3. 当社および当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
(1)当社および当社グループの業務執行に係るリスクの分類として、大きく1)外部環境、2)業務プロセス、3)内部環境の3種類のリスクを認識し、その把握と管理責任部署を定め、リスク管理体制を整える。
(2)リスク管理体制の基礎として、リスク管理規定（当社および当社グループ）を定め、個々のリスクについて管理責任部署を決定し、同規定に従ったリスク管理体制を構築する。
(3)新たに発生したリスクについては、取締役会においてすみやかに管理責任部署を定める。
(4)内部監査部門はリスク管理責任部署ごとにリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に「コンプライアンス委員会」担当取締役および取締役会ならびに監査等委員会に報告し、取締役会において改善策を審議・決定する。

4. 当社および当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(1)取締役会は、当社グループ全体が共有する目標を定め、業務執行取締役はその目標達成のために各部門の具体的目標および効率的な達成の方法を定める。
(2)取締役会は、定期的に当社グループの業務執行の進捗状況を評価し、改善策を策定、全社的な業務執行の効率化を実現する体制を構築する。
(3)取締役会の決定に基づく業務執行については、職務権限規程、業務分掌規程等において職務権限委譲、意思決定のルールを策定する。
(4)取締役会による当社グループ全体の年度経営計画の策定と月次・四半期業績管理の実施。

5. 当社および当社子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
(1)当社取締役会および当社グループ各社の社長は、当社グループ各社のコンプライアンス体制、リスク管理体制を構築する権限と責任を有する。
(2)当社グループの業務の適正を確保するため、関係会社管理規定を定める。
(3)当社の内部監査部門は、当社および当社グループ各社の業務執行状況について監査を実施し、その結果を当社の取締役会および監査等委員会ならびに当社グループ各社の社長に報告し、必要に応じて内部統制の改善策の指導、実施の支援・助言を行う。

6. 当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項ならびにその取締役および使用人の当社の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性ならびに監査等委員会の当該取締役および使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
(1)監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人の配置については、監査等委員会と協議のうえ、監査等委員会の意向を尊重して具体的な内容（組織、人数等）を決定する。
(2)監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人の選任、解任については、監査等委員会の同意を必要とする。
(3)監査等委員会の職務を補助すべき使用人については、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を確保すべく、人事異動、懲戒を含む評価は、監査等委員会の事前承認を得て決定する。
(4)監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人は、専ら監査等委員会の指示命令に従うものとし、取締役（監査等委員である取締役を除く。）、部長等の指示命令を受けないものとする。

7. 当社および当社グループの取締役および使用人等が当社の監査等委員会に報告するための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制
(1)当社および当社グループの取締役および使用人等は、当社の監査等委員会に対して法定の事項に加え、当社および当社グループの業務または業績に影響を及ぼすおそれがある重要な事項、内部監査の実施状況について、その都度報告する体制を整備する。
(2)内部通報に関する規定（当社および当社グループ）を定め、その適切な運用を維持することにより、法令違反その他コンプライアンス上の問題について、監査等委員会への適切な報告体制および内部通報をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制を整備する。

8. 当社の監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
(1)監査等委員は、職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理の履行を保障される。

9. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(1)監査等委員会と代表取締役社長または会計監査人との間の定期的な意見交換会を開催する。

(2)監査等委員会は監査の実施にあたり、必要に応じて弁護士、公認会計士等の外部の専門家を活用し監査業務に関する助言を受ける機会を保障される。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は「オーエスジー企業倫理綱領」の「企業倫理規範」において、市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは、断固として対決することを掲げ、「企業行動基準」として「OSGグループは社会的秩序や企業の健全な活動に影響を与えるあらゆる個人、団体とは一切関わらない。特に経営に携わる者はこのような勢力を恐れることなく毅然とした態度で対応する。」と定めております。
また今後、当社グループ全従業員に対し「オーエスジー企業倫理綱領」の周知を図るとともに、サポートセンター総務部法務グループを社内担当部署とし、対応マニュアルの作成や弁護士、警察等の連携を図りながら、不当な要求の発生に備えた体制の整備を進めてまいります。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

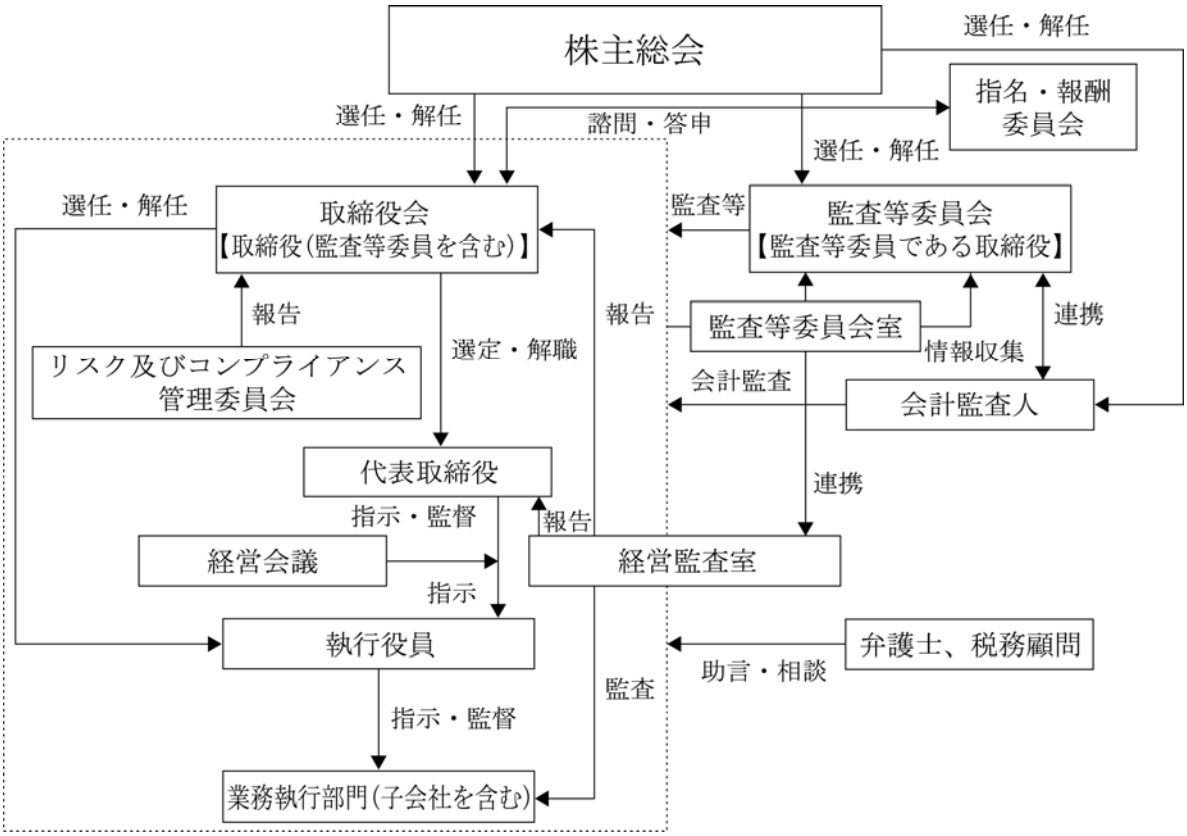
買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明
―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

＜適示開示体制の概要＞
(1)情報の通知
情報発生部門の報告責任者である各部門長及びグループ会社社長は、把握した情報を代表取締役社長及び情報取扱責任者に報告する。
(2)情報の集約、検討及び開示内容の立案
情報取扱責任者は、代表取締役社長、取締役会、各部門長及びグループ会社社長よりの通知及び報告を集約し、経理部、総務部法務グループ等の関連部署と適時開示情報への該当の審議及び開示内容・方法の検討と立案を行う。
(3)適時開示内容の代表取締役社長への報告
情報取扱責任者は立案した開示内容を代表取締役社長に報告する。
(4)適時開示の実施
①決定事実及び決算情報
情報取扱責任者は、開示内容を代表取締役社長に報告の後、遅滞なく適時開示の実施を指示する。
②発生事実
情報取扱責任者が、緊急開示が必要と判断した重要な発生事実は、代表取締役社長へ報告するとともに、速やかに適時開示を実施する。

［コーポレート・ガバナンスに関する模式図］



［適時開示に係る社内体制の概略図］

